

平成26年4月1日
東北経済産業局

「経営支援課」の設置等組織改正について ～ 中小企業・小規模事業者の活力発揮のため支援体制を強化 ～

経済産業省は、全国386万の中小企業、中でもその9割を占める小規模事業者が地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、経済の好循環を全国津々浦々まで届けていくためには、その活力を最大限に発揮していただくことが必要不可欠として「小規模基本法案」及び「小規模企業支援法案」を今通常国会に提出しているところです。

このため、東北経済産業局は、中小企業・小規模事業者に対する支援体制を強化するために、従来の中小企業課に加え、平成26年4月1日付で新たに「経営支援課」を設置しました。

また、この他、所掌事務の的確な遂行を図るため、「ガス事業室」の設置等以下の組織体制の整備を行いました。

1. 概要

(1) 新設

産業部 経営支援課

(2) 編成替え

- ・ 地域経済部 産業人材政策課 → 産業支援課産業人材政策室
- ・ 資源エネルギー環境部 電源地域整備室及び電力・ガス需給室 → ガス事業室

2. 改正内容

(1) 産業部に「経営支援課」を設置

- ・ 平成25年9月「小規模企業活性化法」が施行され、中小企業の経営力の強化等に加え、小規模事業者の事業活動の活性化の推進等への支援の充実を図ることが重要となりました。また、本年3月、小規模企業に焦点を当て、小規模企業の活性化をさらに一歩進める観点から、「小規模企業振興基本法案（小規模基本法案）」^{※1}及び「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案（小規模支援法案）」^{※2}が閣議決定され、両法律案を今通常国会に提出しているところです。
- ・ そこで、東北経済産業局では、中小企業・小規模事業者の支援体制を強化するため、新たに「経営支援課」を新設し、中小企業課及び経営支援課の2課体制とし、中小企業・小規模事業者に関する事務を効果的、機動的に執行する体制を整えることとしました。

【新体制における所掌事務概要】

○中小企業課（課長以下、全7名）

〔所掌事務〕 中小企業施策の普及啓発、資金繰り対策、事業承継、中小企業再生支援協議会、下請取引の適正化、下請中小企業の取引先開拓支援、官公需確保対策、中小企業相談

○中小企業課 消費税転嫁対策室（室長以下、全28名）

〔所掌事務〕消費税転嫁対策

○経営支援課（課長以下、全7名）

〔所掌事務〕中小企業経営力の強化、中小企業支援ネットワーク関連事業、小規模事業者支援事業、中小企業等協同組合、ちいさな企業成長本部関係業務

経営支援課 新事業促進室（室長以下、全7名）

〔所掌事務〕新連携支援、中小企業地域資源活用プログラム、農商工連携

※1 小規模基本法案

：小規模企業の振興に関する施策について、総合的かつ計画的に、そして国、地方公共団体、支援機関等が丸となって戦略的に実施するため、政府が基本計画を閣議決定し、国会に報告する等の新たな施策体系を構築するもの。

※2 小規模支援法案

：半世紀以上にわたり小規模事業者の経営相談に応じてきた商工会及び商工会議所が、市町村や地域の金融機関等と連携して、小規模事業者の意欲ある取組を強力に支援するための体制を整備するものです。

(2) 地域経済部に「産業人材政策室」を設置

- ・ これまで産業人材政策課として、各種施策ツールを活用して企業等の人材育成を実施して産業人材の育成等、一定の成果を上げてきているところですが、平成25年度に策定された「日本再興戦略」においては開業率10%が掲げられ、創業に対する支援の充実が急務であり、なかでも創業段階から経営スキルを兼ね備えた中核人材を育成することを課題と捉えています。
- ・ そこで、ベンチャー企業やソーシャルビジネス、コミュニティビジネス等の起業・事業拡大、創業支援を所管する産業支援課に産業人材政策室を付置することによって、両者の所掌業務を相互に補完する体制としました。

(3) 資源エネルギー環境部に「ガス事業室」を設置

- ・ これまで電力・ガス事業課及び同課電源地域整備室及び電力・ガス需給対策室の1課2室において、それぞれが電気関係業務及びガス関係業務の一部を担当していましたが、電気関係業務とガス関係業務の所掌事務を課室単位で分けることとし、電力・ガス事業課内にガス関係業務を一括して所掌するガス事業室を設置することとしました。

(本発表資料のお問い合わせ先)

東北経済産業局 総務課長 木村研一

(担当者：小林、丹野)

電話：022-221-4856 (直通)

「小規模企業振興基本法案【小規模基本法】」の概要

1. 背景

- (1) 小規模企業は、人口減少・高齢化・海外との競争の激化等、我が国経済の構造的変化に直面。他方、**日本全国に景気の好循環を浸透させ、地方に強靱で自立的な経済を構築**するためにも、雇用を支え、新たな需要にきめ細かく対応できる小規模事業者の役割が重要。
- (2) 平成25年に改正した中小企業基本法では、「小規模企業に対する中小企業施策の方針」を位置づけたが、今回はこれをさらに一歩すすめて、**小規模企業を中心に据えた新たな施策の体系**を構築すべく基本法を策定することが必要。

2. 法律の概要

- 小規模企業の振興の基本原則として、小企業者(概ね従業員5人以下)を含む小規模企業について、中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「**事業の持続的発展**」を位置づける。
- 小規模企業施策について5年間の**基本計画を定め、政策の継続性・一貫性を担保する仕組み**を作る。具体的には、小規模企業者による①**需要に応じたビジネスモデルの再構築**、②**多様で新たな人材の活用による事業の展開・創出**、③**地域のブランド化・にぎわいの創出**等を推進すべく、これらに応じた基本的施策を講じる。

3. 措置事項の概要

(1) 基本原則

- ①小規模企業の活力発揮の必要性が増大していることから、小企業者を含む小規模企業について、事業の持続的な発展を図ること【第3条】
- ②小企業者の円滑かつ着実な事業の運営を適切に支援すること【第4条】

(2) 各主体の責務

- 国・地方公共団体・支援機関等関係者相互の連携及び協力【第9条】等

(3) 基本計画

- 小規模企業施策の体系を示す基本計画(5年)を策定し、国会に報告【第13条】

(4) 基本的施策

- ①多様な需要に応じた商品・サービスの販路拡大、新事業展開の促進【第14条、第15条】
(国内外での販路開拓支援(IT活用支援等)、経営戦略策定支援等)
- ②経営資源の有効な活用及び個人の能力の発揮の促進【第16条、第17条】
(事業承継・創業・第二創業支援、女性や青年等の人材マッチング強化等)
- ③地域経済の活性化に資する事業の推進【第18条、第19条】
(地域の多様な関係者との連携の促進、地域需要対応型事業の推進等)
- ④適切な支援体制の整備【第20条、第21条】
(各支援機関の役割の明確化・連携の強化、手続きの簡素化等)

<小規模企業の役割・課題・対応策>

小規模企業の役割	課題	小規模企業がとるべき対応策
①顧客のニーズに応じた財・サービスの提供	需要の変化・減少	顔の見える信頼関係をより積極的に活用した、潜在的な需要を掘り起こすためのビジネスモデルの再構築
②雇用の維持・創出	経営層の高齢化 雇用者数の減少	多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出
③地域経済社会の担い手	地域全体の活力の低下	地域のブランド化・にぎわいの創出

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案【小規模支援法】」の概要

1. 背景

- (1) 人口減少等の我が国経済社会の構造的変化により地域の活力が減退し、地域経済を支える小規模事業者は需要の低下、売上の減少に直面。
- (2) 小規模事業者がその地域で経営を持続的に行うためのビジネスモデルの再構築を全面的にサポートする体制を全国的に整備することが喫緊の課題。

2. 法案の概要

- (1) これまで小規模事業者の記帳や税務の指導を行ってきた商工会・商工会議所が、地域の小規模事業者の課題を自らの課題として捉え、小規模事業者による事業計画の策定を支援し、その着実なフォローアップを行う「伴走型」の支援を行う体制を、中小機構の知見も活用しながら整備。
- (2) 小規模事業者の活性化と地域の活力向上は表裏一体。市区町村や地域の金融機関、他の公的機関、大企業・中規模企業等との連携の強化、地域産品の展示会の開催等、地域活性化にもつながる面的な支援を通じ、小規模事業者の活動を徹底的に支援。
- (3) 以上の取組を通じ、地域ぐるみで小規模事業者を支援する体制を全国各地に構築。

3. 措置事項の概要

(1) 伴走型の事業計画策定・実施支援のための体制整備

—需要開拓や経営承継等の小規模事業者の課題に対し、事業計画の策定や着実な実施等を事業者に寄り添って支援する体制や能力を整えた商工会・商工会議所の支援計画(「経営発達支援計画」)を国が認定・公表【第5条】。

(2) 商工会・商工会議所を中核とした連携の促進

—計画認定を受けた商工会・商工会議所は、市区町村や地域の金融機関、他の公的機関等と連携し、地域の小規模事業者を支援【第5条第3項】。連携主体が一般社団法人・一般財団法人(地域振興公社など)またはNPOの場合は、中小企業者となし中小企業信用保険法を適用する【第20条】。

(3) 中小機構の業務追加

—計画認定を受けた商工会・商工会議所に対して、中小機構が、先進事例や高度な経営支援のノウハウの情報提供等を実施【第21条】。

【地域ぐるみで小規模事業者を面的に支援する体制の構築】

